

令和5年

南会津地方環境衛生組合議会
全 員 協 議 会

南会津地方環境衛生組合議会

令和5年南会津地方環境衛生組合議会全員協議会

次 第

令和5年5月24日（水）午後3時32分開会

- 1 開 会
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 協議事項
南会津地方環境衛生組合同規約の変更について
- 4 閉 会

出席議員（12名）

1番	星 和 孝	議 員	2番	小 玉 智 和	議 員
3番	鈴 木 好 行	議 員	4番	渡 部 裕 太	議 員
5番	佐 藤 勤	議 員	6番	川 島 進	議 員
7番	酒 井 正吉郎	議 員	9番	小 椋 淑 孝	議 員
10番	高 野 精 一	議 員	11番	山 内 政	議 員
12番	大 塚 純一郎	議 員	13番	佐 藤 盛 雄	議 員

欠席議員（1名）

8番 室 井 英 雄 議 員

説明のための出席者

渡 部 勇 夫	管理者	星 學	副管理者
渡 部 正 義	副管理者	渡 部 さつき	会計管理者
阿久津 正 治	事務局長兼環境衛生課長	阿 部 妙 子	総務課長
若 杉 浩	環境衛生課長補佐 (環境行政・衛生担当)	栗 橋 和 彦	環境衛生課長補佐 兼西部環境係長

事務局職員出席者

室 井 順 之 総務課長補佐 大 塚 晃 司 総務課主査

○佐藤 盛雄議長 大変お疲れのところ、大変申し訳ありませんが、ご苦勞様ですが、引き続き全員評議會を開催いたしますので、よろしくお願ひいたします。

開会15時32分

◇

◎開 会

○佐藤 盛雄議長 それでは、只今より全員協議会を開会いたします。

◇

◎会議録署名議員の指名

○佐藤 盛雄議長 本会は、会議規則で定められた全員協議会でありますので、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、議長において、10番、高野精一君、12番、大塚純一郎君を指名します。

◇

◎協議事項 南会津地方環境衛生組合理約の変更について

○佐藤 盛雄議長 さっそく、協議事項の報告を事務局をお願いします。

事務局長、阿久津正治君。

○阿久津 正治事務局長 説明いたします。

事前に配布いたしました資料に誤りがございましたので、資料を差替えたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○佐藤 盛雄議長 少々お待ちいただきたいと思います。

○阿久津 正治事務局長 それでは説明いたします。

修正内容でございますが、資料2ページでございます。修正前、4行目でございます。あとなんです、「ごみ」の前に「火葬場、」を加える。を、修正版、同じく4行目でございます

が、「ごみ処理施設」を「火葬場、ごみ処理施設」に改めるに改正し、附則の箇所が、改正前、福島県の許可があった日からとなっておりますが、地方自治法第286条第2項の規定により、知事の許可ではなく、届出となっておりますので、施行日より修正するものでございます。

以上が修正箇所でございます。

それでは、規約の変更について説明いたします。統合時に旧西部衛生組合にあった旧焼却炉を新組合で解体することになっておりましたが、旧焼却炉の解体を令和4年6月に着工し同年11月に解体が終了し、その解体に係わる負担金を南会津町、只見町にご負担いただきましたが、工事完了に伴い撤去の負担金の但し書きが不要となるため、組合の規約が変更となりました。

3ページをご覧ください。3ページの変更内容でございますが、左側が現行、右側が改正後（案）となっております。で、経費の支弁方法の条文第13条第2項の但し書きの削除、および第2表、第2を削除、これにより別表が1つになることから、第1表第1を別表に変更するものです。その他同13条第3項で、火葬場を新たに建設する時についても、組合の協議が必要とするために文言を追加するものです。

なお、規約の変更については、当組合の構成すべき町議会の議決が必要となりますので、各町での審議をお願いすることにもなってございます。

以上でございます。

○佐藤 盛雄議長 只今の局長の報告につきまして何かご質問ご意見等がありましたらお願いいたします。

〔「ありません」と言う者あり〕

〔「なし」と言う者あり〕

只今説明あった件につきましては、事務局で検討し、これが町村で、解体になった内容を各町村で議会の議案として提出し、審議していただくという手順になっておりまして、それで議決いただければ県の方に申請するという流れになっていると思いますのでご了承願いたいと存じます。

特段ありませんでしょうか。

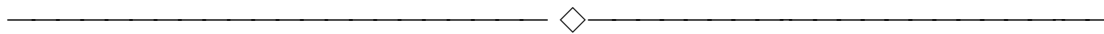
〔「ありません」と言う者あり〕

〔「なし」と言う者あり〕

質問ないようでございますので、只今報告されたとおり、事務局で進めていただくということとよろしいでしょうか。

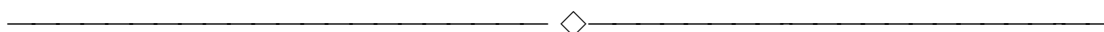
〔「異議なし」と言う者あり〕

○佐藤 盛雄議長 ありがとうございます。



◎閉 会

○佐藤 盛雄議長 それでは、以上をもちまして全員協議会を終了いたします。大変ご苦勞様でした。



閉会15時38分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員